

# 都有施設等総合管理方針

平成 29 年 2 月

(令和 4 年 3 月 一部改訂)

東 京 都

## はじめに

東京都（以下「都」という。）が所有又は管理する公共建築物、公共土木等施設及び公営企業施設（以下「都有施設」という。）は、都民の身近な生活や活動を支えるとともに、災害発生時には活動拠点や帰宅困難者の一時滞在施設としての機能を果たすなど、社会資本として、都民のみならず東京を訪れる全ての人にとって重要な役割を担っている。

都では、こうした都有施設の管理に当たり、都民の生命・財産を守り安全・安心な都市を実現するとともに、その機能を最大限効果的に活用する観点から、これまで様々な取組を講じてきた。

都有施設は、昭和 40 年代や平成一桁の時期にその多くが集中的に整備されたことから、計画的な維持更新を着実に推進し、更新時期の平準化を図ることが必要となっていた。このため、公共建築物については二次にわたる「主要施設 10 か年維持更新計画」、公共土木等施設については「橋梁<sup>りょう</sup>の管理に関する中長期計画」といった、個別施設ごとの維持管理に関する計画や長寿命化計画（以下「個別施設計画\*」という。）を策定するなど、計画的な維持更新に取り組んできた。

また、過去の未曾有の財政危機に対応するための財産面からの取組として、二次にわたる「財産利活用総合計画」を策定し、施設の統廃合や不用財産の売却を進めたほか、「今後の財産利活用の指針」を策定し、施策連動型の財産利活用などを推進してきた。

このような取組は、都有施設の適切な維持更新などに大きな成果を上げてきたが、一方で都政を取り巻く状況や都民のニーズは日々変化している。長期的な人口減少に伴う施設利用に対する需要の変化などを見据えながら、適正な規模・配置や効果的な利活用のあり方を検討していくことがより一層必要となっている。

また、都有施設の更なる防災対策の強化や、少子高齢化の進展に対応していくための福祉インフラ整備など、都が掲げる諸施策の実現に向けた取組が求められている。

こうした事項に着実に対応していくため、これまでの取組を一層深化させるとともに、中長期的な視点に立って、都有施設の総合的かつ計画的な管理を推進していくこととし、そのための指針として、この「都有施設等総合管理方針」（以下「本方針」という。）を取りまとめた。

## 目次

第1章 本方針の概要	
1 対象	1
2 対象期間	1
3 本方針の位置付け	1
4 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	1
5 対外へ向けた積極的な情報公開の取組	2
第2章 都有施設を取り巻く状況	
1 都有施設の類型、規模及び経年の状況	3
2 総人口や年齢階級別人口についての今後の見通し	11
3 これまでの主な取組	13
4 中長期的な維持更新経費の見込み	18
第3章 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1 基本的な考え方	19
2 施設管理の実施方針	21
3 財産利活用の実施方針	31
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	
1 公共建築物	39
2 公共土木等施設	49
3 公営企業施設	81
用語解説	97

本文中において、特に解説が必要な語句等は、末尾に「\*」を付していますので、用語解説ページを参照してください。